

●香川県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定介護機関から指定の辞退があった。

平成24年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

辞退年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成24年3月31日	ナーシングホームくすの木 木田郡三木町大字池戸2362 番地	株式会社讃光 木田郡三木町大字池戸2363 番地1	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護